

審査方法について (案)

堺市立共同浴場の指定管理者候補者の選定に際しては、当委員会において、申請団体の事業計画書(企画提案書)について、評価項目に関する書類審査及び面接審査を行い、当該団体が指定管理者としてふさわしいかどうかを決定する。

1 選定方法について

- (1) 書類審査及び面接審査の総合評価により採点を行う。
- (2) 点数は、「100点満点/人×委員長を除く出席委員数＝満点」とする。
(例：出席委員が4人の場合、満点は400点となる。)
- (3) 選定委員全員の点数を合算し、評価の合計点数が満点の60%未満の場合には、候補者として選定しない。

2 採点作業について

- ・採点者は、自らが当該施設の利用者であるという観点に立ち、採点を行う。
- ・当該施設や採点項目について、専門的知識を有する場合は、専門的な観点から判断し、採点を行う。
- ・下記の採点基準に基づいて、小項目ごとの点数を記入する。

3 採点基準について

- (1) 書類審査及び面接審査の総合評価により、以下の6段階の区分で採点する。

評価区分	配点5点	配点10点	配点15点
特に優れている(高度な能力を有している)	5点	10点	15点
優れている(十分な能力を有している)	4点	8点	12点
普通(一応の能力を有している)	3点	6点	9点
多少不十分(多少能力が乏しい)	2点	4点	6点
不十分(能力が乏しい)	1点	2点	3点
劣っている(能力がない)	0点	0点	0点

- (2) 申請団体が次に該当する場合は、審査においてそれぞれ基礎点を付与する。

	該当要件	基礎点
(6)	市の指定管理料の積算額と指定期間における指定管理料の提案額を比較し、削減額に応じて付与	1%以上2%未満：1点
		2%以上5%未満：2点
		5%以上8%未満：3点
		8%以上10%未満：4点
		10%以上：5点
(7)	(1) 次のいずれかに該当する場合 ○ 障害者の雇用状況報告義務があり、法定雇用率以上の障害者を雇用している場合 ○ 障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者(*)を1人以上雇用している場合 ○ 堺市障害者雇用貢献企業である場合 * 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年第123号)第2条に掲げる障害者のうち、1年以上雇用され(又は見込み)、週20時間以上勤務している者	2点
	(2) 65歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止を行っている場合	2点
	(3) 市内に本社・本店を有している場合	1点